

天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定による介護保険料（以下「保険料」という。）の徴収猶予及び条例第9条の規定による保険料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予措置の適用範囲等)

第2条 条例第8条第1項の規定により行う徴収猶予措置の適用範囲は、別表に定める減免措置の適用範囲に準ずる。

2 条例第8条第2項の規定により申請時に添付すべき書類は、別表に定める減免措置の添付書類に準ずる。

(減免措置の適用範囲、減免割合等)

第3条 条例第9条第1項の規定により行う減免措置の適用範囲、減免割合等は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の規定を適用する場合において、減免を受けようとする理由が減免の要件(2)、(3)又は(4)に該当するときは、減免の割合が最も高いものを適用するものとする。

(適用除外)

第4条 次の各号いずれかに該当する保険料については、徴収猶予措置又は減免措置を行わない。

(1) 納期限が経過した期割保険料及び既に納付された期割保険料。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(2) 生活保護受給期間の期割保険料

(徴収猶予又は減免の申請)

第5条 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、介護保険料徴収猶予申請書（様式第1号）又は介護保険料減免申請書（様式第2号）に別表に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 保険料の減免措置の適用期間が次年度にまたがる場合は、次年度の7月に

再度、当該年度分に係る保険料の減免を申請しなければならない。

(徴収猶予措置又は減免措置の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに調査及び審査を行い、その可否を決定するとともに、介護保険料徴収猶予（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）又は介護保険料減免（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知しなければならない。

(徴収猶予又は減免の取消等)

第7条 市長は、保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、徴収猶予の決定を取り消し、又は変更し、若しくは減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、その旨を通知するとともに、当該取消し又は変更に係る保険料を一時に徴収することができる。

(1) 資力の回復その他事情の変化により徴収猶予措置又は減免措置が不適當となったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により徴収猶予又は減免を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

天理市介護保険料減免基準表

減免の要件	適用範囲及び減免割合	添付書類																				
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	災害により第1号被保険者又はその属する世帯生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の2以上であるものに対し、次の区分により減免する。 <table><tr><th>損害の程度</th><th>前年の世帯全員の合計所得金額の合計額（注1）</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td rowspan="3">10分の2以上 10分の5未満</td><td>500万円以下であるとき</td><td>10分の5</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下であるとき</td><td>10分の3</td></tr><tr><td>750万円を超えるとき</td><td>10分の2</td></tr><tr><td rowspan="3">10分の5以上</td><td>500万円以下であるとき</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下であるとき</td><td>10分の5</td></tr><tr><td>750万円を超えるとき</td><td>10分の3</td></tr><tr><td colspan="2">大規模な災害(激甚災害として政令で指定された災害に限る)の発生で、市長が特に必要があると認めるとき</td><td>10分の10以内の額</td></tr></table> （注1）前年（ただし、1月から6月にあつては前々年をいう）の合計所得金額とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第7項に規定する合計所得金額という。（以下同じ）	損害の程度	前年の世帯全員の合計所得金額の合計額（注1）	減免の割合	10分の2以上 10分の5未満	500万円以下であるとき	10分の5	500万円を超え750万円以下であるとき	10分の3	750万円を超えるとき	10分の2	10分の5以上	500万円以下であるとき	10分の10	500万円を超え750万円以下であるとき	10分の5	750万円を超えるとき	10分の3	大規模な災害(激甚災害として政令で指定された災害に限る)の発生で、市長が特に必要があると認めるとき		10分の10以内の額	・罹災証明書 ※火災の場合は消防署発行、その他の災害の場合は税務課発行
損害の程度	前年の世帯全員の合計所得金額の合計額（注1）	減免の割合																				
10分の2以上 10分の5未満	500万円以下であるとき	10分の5																				
	500万円を超え750万円以下であるとき	10分の3																				
	750万円を超えるとき	10分の2																				
10分の5以上	500万円以下であるとき	10分の10																				
	500万円を超え750万円以下であるとき	10分の5																				
	750万円を超えるとき	10分の3																				
大規模な災害(激甚災害として政令で指定された災害に限る)の発生で、市長が特に必要があると認めるとき		10分の10以内の額																				
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少した場合（注2）	第1号被保険者の属する前年の世帯全員の合計所得金額の合算額が500万円以下で、当該年度の第1号被保険者の属する世帯全員の合計所得金額の合算額が、(2)～(4)のいずれかの事由により2分の1以下に減少し生活が著しく困難になったと認められるものに対し、次の区分により減免する。 <table><tr><th colspan="2">前年の世帯合計所得金額の合算額</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td colspan="2">250万円以下であるとき</td><td>10分の5</td></tr><tr><td colspan="2">250万円を超えるとき</td><td>10分の2</td></tr></table>	前年の世帯合計所得金額の合算額		減免の割合	250万円以下であるとき		10分の5	250万円を超えるとき		10分の2	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳（判定書、診断書等） ・医療費の領収書 ・入院証明書（措置通知、診断書等）											
前年の世帯合計所得金額の合算額		減免の割合																				
250万円以下であるとき		10分の5																				
250万円を超えるとき		10分の2																				
(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、業務における著しい損失、失業等により著しく減少した場合（注3）	（注2）心身に重大な障害とは、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者をいう。また、長期入院とは、連続して90日以上 の期間入院した場合をいう。 （注3）失業による減免の起算日は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業給付受給終了月以降とする。なお、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年のほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇を事由とするものは除く。	・雇用保険受給資格者証 ・離職票 ・退職証明書 ・解雇通知書 ・個人事業廃業届/事業廃止届																				
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合（注4）	（注4）税務課発行の固定資産評価額証明書にて農地の対象地番や所有者等を確認し、農業委員会等と連携して現況確認を行う等、可能な範囲で農作物等が不作である事実を確認する。	・固定資産評価額証明書 ・農地基本台帳（写）等 ・その他（罹災・被災証明書等）																				
(5) 前各号に掲げる理由のほか、市長が特に必要と認める理由があった場合	①及び④の場合の減免割合は10分の10とし、②及び③の場合の減免対象者、減免割合は各取扱要領により、別に定める。																					
①介護保険法第63条の適用を受けることとなった場合	収監された日の属する月から、退所した日の属する月の前月までとする。	・在監証明書 ・刑事施設等回答文書																				
②生活に困窮した場合（平成15年4月から実施）		・生活困窮者に対する取扱要領より別に定める																				
③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合（令和2年6月1日から実施）		・新型コロナウイルス感染症の影響による減免等取扱要領により別に定める																				
④その他特別な理由により、保険給付を受ける事ができないと認められる場合		・事実を確認できる証明書																				
備考	減免適用期間：(1)～(4)の場合は、減免事由発生日から最長12月間とし、その期間に係る当該年度の保険料を減免する。 ただし、適用期間が2年にまたがる場合は、次年度に再度残りの期間について減免申請する必要がある。 また、(5)の①と④の場合は、減免事由発生日から減免事由消滅月の前月までとし、②の場合は、減免申請月以降の当該年度の保険料を減免し、③の場合は新型コロナウイルス感染症の影響による減免等取扱要領により別に定める																					